

民事裁判に対する 満足度および信頼度の要因分析

幸 田 功
岡 本 弥
三 宅 敦 史

神戸学院経済学論集

第53巻 第3号 抜刷

令和3年12月発行

民事裁判に対する 満足度および信頼度の要因分析

幸 田 功
岡 本 弥
三 宅 敦 史

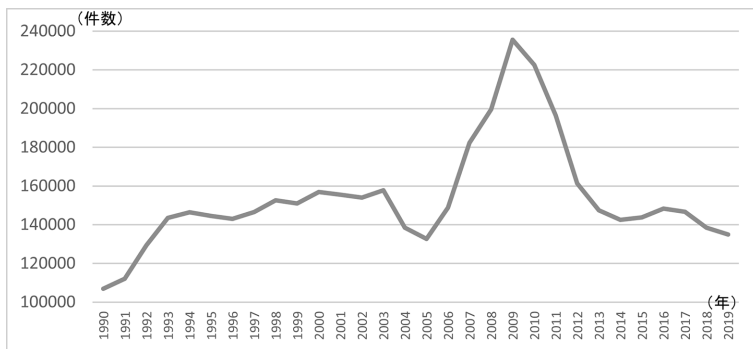
1. はじめに

国民が利用しやすい民事司法を目指し、近年、民事訴訟法の改革が矢継ぎ早に行われてきた。1996年に新しい民事訴訟法が施行され、争点及び証拠の整理手続の整備や証拠収集手続の拡充による裁判の迅速化が目指された。また、少額訴訟制度の創設や、付随して条文の平仮名化・口語体化も行われた。「司法制度改革審議会意見書」（2001年）による提言を受けた2003年の改正では、国民に裁判の見通しを立てやすくし、より一層迅速・適正な裁判を達成するための計画的審理と、複雑な事件における審理計画の策定、証拠収集手続の更なる拡充を可能とする訴えの提起前における証拠収集、簡易裁判所関係での少額訴訟の上限額の引き上げなどが規定された。今後についても、民事裁判手続のIT化の推進等により、迅速かつ効率的な裁判の実現に向けた法改正が予定されて⁽¹⁾いる。

しかし、民事訴訟法に関する改革が幾度も行われたにもかかわらず、民事訴訟の利用件数に大きな変化はみられない。図1は1990年代以降の地方裁判所に

(1) 法務省 HP 法制審議会－民事訴訟法（IT化関係）部会
https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003005.html

図 1. 地方裁判所における民事事件（行政訴訟事件を含む）件数の推移



(出所) 裁判所データブック (2020)

(注) 2004年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。

における民事事件（行政訴訟事件を含む）件数の推移である。これによれば、地方裁判所の行政訴訟を含む第一審民事通常訴訟事件の新受事件数は1990年代を通じて増加傾向にあった。2000年代半ばに入り一旦減少に転じたものの、その後反転傾向を示し、2009年にピークを迎えた。ただし、2000年代後半にみられた顕著な増加について、日本弁護士連合会は貸金業者に対する過払金返還請求事件が大半を占めており、一般の民事訴訟事件数は2005年から2009年まで横這いであるとの見解を示している⁽²⁾。

民事訴訟利用件数が実質的に増加していないとみられる理由として、幾度も行われた民事訴訟制度制革にもかかわらず、訴訟が利用者にもたらす満足度が高まっていない可能性が考えられる。利用者が訴訟に何を求めるかは満足度を規定する重要な要素であろう。以下で述べる本稿の分析で利用する「民事訴訟利用者調査」(2011年)⁽³⁾に基づくと、訴訟を利用するにあたり、積極的な理由

(2) Ginsburg and Hoetker (2006) は1990年代以降にわが国において訴訟件数が急増した原因として同時期の経済の低迷や裁判機会の拡大とともに民事訴訟改革の影響を挙げている。

(3) 質問に対して、「強くあてはまる」、あるいは、「少しあてはまる」を選択した原数値における比率を示す。それ以外の選択肢は、「まったくあてはまらない」。

として多かったのは、「公正な解決を得たかった」（89.1%）,「根本的な解決をしたかった」（77.9%）のような、公正あるいは抜本的な解決を求める回答や、「権利を実現したかった」（75.6%）,「金銭や財産など経済的な利益を守りたかった」（73.5%）といった権利や経済的な利益保護に重きを置いた回答である。

このような訴訟を利用する目的が達成される場合に満足度が高まることが予想されるが、民事訴訟制度改革との関連でいえば、訴訟制度の利用しやすさからも、満足度は大きな影響を受けるだろう。例を挙げれば、裁判手続の円滑さや審理の各過程への評価、あるいは手続を主宰する裁判官や関与する弁護士、裁判所職員に対する評価の影響もあるだろう。

本稿では、すべての訴訟利用者が共通して重視するとみられる、①裁判結果に対する有利・不利の捉え方、②裁判結果に対する満足度、③わが国の民事訴訟制度に対する信頼度、の3つを民事訴訟に対する評価を計測する指標として採用し、それらがどのように関連しているかを確かめる。

これらの間にはどのような関係があると考えられるであろうか。因果関係からは、訴訟結果に対して利用者が抱く有利・不利という捉え方は、当該訴訟結果に対する満足度に影響を与えることが予想される。同様に、わが国の民事訴訟制度に対する信頼度は、利用者が抱く訴訟結果に対する満足度に影響を受けるであろう。このような、①有利・不利の捉え方と②満足度、②満足度と③わが国の民事訴訟制度に対する信頼度との間に存在するとみられる関係を念頭に、どのような要因が影響力を有するか検証を行う。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では、先行研究を概観する。第3章では実証分析と得られた結果の解釈を行う。最終章はまとめである。

「あまりあてはまらない」、「どちらともいえない」である。

2. 先行研究

わが国では、基本法の分野で大規模な改正が行われても、その成果を客観的な資料に基づいて測定し、評価するという作業はほとんど行われてこなかった。そのようななか、民事訴訟実態調査研究会による一連の調査はその例外である。1995年に、地裁・簡裁における1991年の新受事件を対象に、既済確定記録の調査結果をまとめたが、これが民事訴訟事例の個票データ化の先鞭をつけた。この調査は、のちに改正が予定されていた民事訴訟法に託された「(民事訴訟制度を)国民が利用しやすく、分かりやすいものとする」という目的が達成されるかを検証するための事前調査としての性格をもったものである。具体的には、調査項目は43にわたり、裁判に関わる重要な情報をほとんど網羅しているとみられるが、訴訟の利用者に直接たずねたものではなく、本稿の実証分析の中核となる訴訟結果に対する利用者の満足度や民事訴訟制度に対する信頼度といった項目は含まれていない。

民事訴訟への評価に関する実証研究が蓄積されるきっかけとなったのは、この点を改良した「民事訴訟利用者調査」の利用が可能となったためである。全国の地方裁判所で終了した民事通常事件における訴訟利用者を対象に裁判のあり方について尋ねており、訴訟への評価だけでなく、訴訟を起こした理由や訴訟過程への評価、裁判官、弁護士、裁判所職員に対する印象など、訴訟利用者本人のみが知る情報を多く含んでいる。

司法制度改革審議会(2001)は自ら実施したアンケート調査「民事訴訟利用者調査」(2000年)に基づいてパス解析を行い、訴訟制度に対する満足度は現実の訴訟経験に基づいて形成されることを明らかにする一方で、訴訟結果の有利さが訴訟制度への評価に対して直接的には影響しなかったとしている。これに対して Ohbuchi et al. (2005) は、同じ調査データを用いて、訴訟過程が公正であると捉える場合に加えて、利用者が訴訟結果を有利と捉える場合に、訴訟結果に対する満足度やわが国の民事訴訟制度への評価が高いという結果を得

た。同一のデータセットを用いても、利用した分析モデルによって得られる結果が異なることは興味深い。今在景子（2010）は民事訴訟制度研究会が2006年に実施した「民事訴訟利用者調査」を用いて、訴訟結果に対する利用者の評価が構築されるメカニズムを検証した。自然人と法人の違いを考慮し、訴訟結果に対する評価を表す尺度も「結果満足度」以外に、「公平さ」、「受容度」、「納得度」、「常識一致度」、また結果に対する評価に影響を与える要因についても、「結果の有利さ」以外に「法律一致度」、「理由納得度」を取り上げている。その結果、訴訟結果の有利さよりも、理由付けに納得できたかどうか訴訟の結果の評価に強い影響を与えることが明らかにされた。今在慶一郎（2010）は訴訟経験が訴訟制度全体への印象に与える影響を分析した。訴訟経験に対する印象を形成する要因の中で、裁判官への評価が訴訟制度全体への印象に大きな影響を与えることが示された。

以上の先行研究では、利用者による訴訟結果への満足度を終点とする因果経路が明確化されたとは必ずしもいえないものの、利用者による訴訟結果への有利・不利の捉え方が満足度に、また訴訟結果への満足度がわが国の民事訴訟制度への信頼度にそれぞれ影響を及ぼす可能性が概ね示されたといっていよう。しかしながら、具体的にどのような要因が3種類の変数に影響を与えているかは十分には検証されていない。また、いずれの研究も訴訟に関わる要因のみを分析対象としており、相応の影響力をもつことが予想される訴訟利用者の属性などを十分に考慮してはいない。

本稿の特徴を2つ挙げる。まず、パス解析などを用いて、結果となる変数間の複雑な相関（あるいは因果）関係の特定を試みた先行研究とは異なり、原因となる変数が、結果となる複数の変数にどのような影響を及ぼしているかを明らかにすることを試みている点である。これにより、原因となる変数と結果となる変数との関係の把握が可能となることで、結果となる変数間の関係についても、ある程度明らかとなることが期待される。もうひとつは、多くの変数を推定に利用した点である。先行研究で検証の中心となった裁判に関連する変数

民事裁判に対する満足度および信頼度の要因分析

についてより多様な変数を導入しただけではなく、訴訟利用者の属性変数も加えることで、結果を表す上記の3種類の変数に対する属人的要因の影響をコントロールすることが可能となる。

3. 実証分析

3-1. データ

実証分析には、訴訟利用者を対象としたアンケート調査「民事訴訟利用者調査」を利用した。当該調査は、司法制度改革審議会が各種の提言を行うにあたって、司法制度改革の基礎資料とする目的で2000年にはじめて実施された。それ以降は民事訴訟制度研究会が調査を引き継ぎ、民事訴訟法の改正、裁判の迅速化に関する法律（以下、裁判迅速化法）の施行といった環境の変化を踏まえ、民事訴訟制度をめぐる各種改革が利用者にどのように評価されたかを検証し、継続した制度改革に反映させる目的で、2006年から5年ごとに継続調査が実施されている。本稿では、利用可能な最も新しい個票データである「2011年調査」を利用する。

「民事訴訟利用者調査」は、地方裁判所で終局した民事通常事件の当事者を調査対象としている。調査の目的は大きく分けて2つある。ひとつは、民事訴訟の利用者による訴訟制度の各側面に対する評価を明らかにすることである。そのため、訴訟に至る経緯、弁護士へのアクセス、訴訟の利用動機、訴訟過程と結果の評価、裁判官、弁護士、裁判所職員に対する印象、訴訟制度全般に対する評価について細かな質問項目を設けている。もうひとつは、民事訴訟利用者の制度に対する評価がどのように形成されるかを明らかにすることである。そのため、事件や当事者の属性、手続きの特徴に関する質問項目が設定されている。

「2011年調査」の調査対象者は2406人で回答者数は770人（回答率32.0%）である。調査の対象となった地域は全国となっているが、東日本大震災により大きな被害を受けた盛岡地裁、仙台地裁、福島地裁、水戸地裁管内の事件、およ

上記の管内に住所を有する当事者は、被害の状況に鑑みて調査の対象から除外されている。調査は自然人・法人の両方を対象に実施されているが、本稿では自然人のみを分析対象とした。

3-2. 使用する変数の説明

分析に利用した調査では、裁判結果に対する有利・不利の捉え方やそれに対する満足度、わが国の裁判制度全般や法律に対する訴訟利用者の評価はそれぞれ5段階で表されており、これを分析に用いることにする。評価が2段階（2値）で表される場合、通常、プロビットモデルやロジットモデルが利用されるが、3つ以上の段階からなる順序を表す質的変数の回帰分析には、順序プロビットモデルが利用される。すでに説明したように、利用者の裁判結果に対する有利・不利の捉え方は、裁判結果に対する満足度と相関する可能性が高い。また裁判結果に対する満足度とわが国の裁判制度全般や法律に対する信頼度についても同様の関係にあるとみられる。例えば、前者については、有利・不利の捉え方と満足度の回帰式の誤差項が相関をもつと考えられるため、裁判結果に対する有利・不利の捉え方と満足度の回帰分析をそれぞれ独立に行うことには問題がある。これに対処するため、同時2変量順序プロビットモデルを利用し、①裁判結果に対する有利・不利の捉え方と②満足度、②裁判結果に対する満足度と③裁判制度全般や法律に対する訴訟利用者の評価、をそれぞれ同時に推定する。2つの回帰式の説明変数はそれぞれ異なるため、その点を考慮し、以下のような同時2変量順序プロビットモデルを用いることとする。

$$y_{1i}^* = \mathbf{x}_{1i}'\beta_1 + \varepsilon_{1i} \quad (1)$$

$$y_{2i}^* = \mathbf{x}_{2i}'\beta_2 + \varepsilon_{2i} \quad (2)$$

$$y_{1i} = \begin{cases} 1 & \text{if } y_{1i}^* \leq C_{11} \\ 2 & \text{if } C_{11} < y_{1i}^* \leq C_{12} \\ & \vdots \\ 5 & \text{if } C_{14} < y_{1i}^* \end{cases} \quad y_{2i} = \begin{cases} 1 & \text{if } y_{2i}^* \leq C_{21} \\ 2 & \text{if } C_{21} < y_{2i}^* \leq C_{22} \\ & \vdots \\ 5 & \text{if } C_{24} < y_{2i}^* \end{cases} \quad (3)$$

y_1^* と y_2^* は潜在変数, β_1 と β_2 は推定される係数ベクトル, ε_1 と ε_2 は誤差項をそれぞれ表すとともに, 誤差項間には相関が存在することを仮定している。また, C_{nk} ($n=1, 2, k=1, 2, 3, 4$) はカットオフ・ポイントであり,

$$C_{11} < C_{12} < C_{13} < C_{14} \quad (4)$$

$$C_{21} < C_{22} < C_{23} < C_{24} \quad (5)$$

を仮定している。

まず, 被説明変数について説明しよう。はじめに, 裁判結果に対する有利・不利の捉え方については, 「今回の裁判結果 (判決, 和解, 取り下げのすべてを含む) は, あなたにとって有利なものでしたか」という質問に対する回答を用いる。選択肢は不利の要素が強いと思われるものから, 「1. 不利, 「2. やや不利, 「3. 中間・どちらともいえない, 「4. やや有利, 「5. 有利」となっている。次に, 満足度については, 「今回の裁判結果 (判決, 和解, 取り下げのすべてを含む) に満足していますか」という質問に対する回答を用いる。選択肢は満足度が低いとみられるものから, 「1. まったく満足していない, 「2. あまり満足していない, 「3. どちらともいえない, 「4. 少し満足している, 「5. とても満足している」となっている。最後に, わが国の裁判制度全般に対する訴訟利用者の評価は, 「日本の民事裁判制度は, 公正なものだと思いますか, 「日本の民事裁判制度は, 紛争解決の役目を十分に果たしていると思いますか」の2種類の質問に対する回答を利用する。選択肢は評価が低いとみられるものから, 「1. まったくそう思わない, 「2. あまりそう思わない, 「3. どちらともいえない, 「4. 少しそう思う, 「5. 強くそう

思う」となっている。

続いて説明変数について説明しよう。説明変数は概ね、(a) 訴訟利用者の個人属性変数、(b) 個人属性以外の訴訟に関連する変数、の2つに区別することができる。(a) については、訴訟利用者の性別（女性の場合に1、それ以外で0）と最終学歴（大学・大学院卒の場合に1、それ以外で0）を表すダミー変数を作成した。家庭の年収と職業については、カテゴリー別のダミー変数を複数作成した。これらの変数はすべての回帰式に含まれるが、訴訟利用者がおかれた経済的環境の差異が被説明変数に与える影響をコントロールする目的がある。(b) については、裁判が開始されるにあたって躊躇や出来れば避けたいという気持ちがあったか、原告かどうか、弁護士に依頼したかどうか、合議であったかどうか、人証調べがあったかどうか、裁判の完結の種類（判決、和解、取り下げ）、裁判にかかった費用が高いものであったかどうか、裁判を起こした理由、依頼した弁護士および裁判官に対する満足度、裁判の過程や経過への評価についてそれぞれダミー変数を作成した。これらのうち、前6者についてはそれに該当する場合に1、それ以外の場合に0をとるダミー変数を作成した。裁判にかかった費用については、費用の負担感が少ない順に、「1. 非常に安い」、「2. やや安い」、「3. どちらともいえない」、「4. やや高い」、「5. 非常に高い」の5つの選択肢が準備されていたが、「5. 非常に高い」あるいは「4. やや高い」と回答したケースで1を、それ以外で0をとるダミー変数を作成した。残りの4つについては次の通りである。まず、裁判を起こした理由については、列挙された具体的な理由に当てはまる程度について、次に、弁護士や裁判官に対する満足度については、実際に満足しているかを問うた質問に対して、更に、裁判の過程や経過については過程あるいは経過を特徴づける項目が充足される程度について「1. まったくそう思わない」、「2. あまりそう思わない」、「3. どちらともいえない」、「4. 少しそう思う」、「5. 強くそう思う」の5つの選択肢が用意されている。このうち、「5. 強くそう思う」あるいは「4. 少しそう思う」を選択した場合に1を、そうでない場合に0を

民事裁判に対する満足度および信頼度の要因分析

とるダミー変数を作成した。裁判結果に対する満足度と民事裁判制度への評価を被説明変数とする回帰式には上記したすべての説明変数を含めたが、裁判結果の有利・不利の捉え方を被説明変数とする回帰式については、裁判にかかった費用、裁判を開始することへの躊躇、裁判を起こした理由に関するダミー変数は、被説明変数に対する影響が相対的に小さいと判断して説明変数群に含めなかった。記述統計量は表1のとおりである。

3-3. 推定結果と解釈

表2および表3に記載された3パターンの同時2変量順序プロビット推定において、2つの回帰式の誤差項間の相関を検証するためにワルド検定を行ったが、いずれにおいても、誤差項間に相関がないという帰無仮説が棄却された。このことは、2つの回帰式の同時推定を行うことの妥当性を支持するものである。

表2は裁判結果の有利・不利の捉え方と評価および満足度を被説明変数とする同時2変量順序プロビットの推定結果である。(1)は有利・不利の捉え方に関する回帰式で、(2)は満足度に関する回帰式である。推定された係数が正であれば、その要因によって、裁判結果を有利と捉える傾向や裁判結果に対する満足度が高まると解釈される。

変数群(a)の結果を概観しよう。(1)(2)の両方について、訴訟利用者の最終学歴と家庭の収入の有意な影響は観察されない。職業に関しては、リファレンス・グループを主婦、学生、年金生活者、無職などの非就労者とした場合、正規社員・公務員などの正規労働者、パート・派遣社員といった非正規労働者を含む被雇用者を表すダミー変数は非有意となっている。対照的に、会社経営、自営業、自由業などの職業を表すダミー変数は(1)(2)の両方で負に有意となっている。これらの職業に就くものは裁判結果を不利と捉えるとともに、満足度が小さいといった傾向があることを示す結果といえる。これについては、まず、訴訟に費やされる時間によって逸失される所得が大きいこと

などが満足度を低下させていると考えられる。他方、有利・不利の捉え方については、この結果だけでは十分な説明は難しい。以上から、訴訟利用者の属性は、裁判結果への有利・不利の捉え方あるいはそれに対する満足度に大きな影響を与えているとはいえないことが明らかとなった。

次に（b）の変数の結果をみてみよう。まず、原告ダミーは（1）（2）の両方で正に有意となっている。問題解決のために主体的に行動した原告の方が、裁判結果をより有利なものと感じる、あるいは満足度が高まると解釈される。次に弁護士に依頼したケースを表すダミー変数は（1）（2）の両方で非有意であった。過半のケースで弁護士に依頼しており、弁護士を雇うだけでは求める裁判結果に結びつかないことと、依頼によって裁判費用が高まることの影響が考えられる。他方、弁護士に対する満足度が高いケースを表すダミー変数は、（1）（2）の両方で正に有意となっている。とりわけ（2）の有意度が高いことから、弁護士に対する満足度が裁判結果への満足度につながっているとみられる。裁判官に対する満足度は（1）（2）の両方で、1%水準において正に有意となっている。裁判官の対応に満足した場合、裁判結果に対する有利・不利への捉え方や満足度が改善されることをはっきりと示している。

合議制がとられた場合を表すダミー変数は（2）でのみ負に有意となっている。裁判結果の有利・不利の捉え方には影響しない一方、裁判結果の満足度を下げるとみられる。これは、2006年調査に基づいた先行研究と同様の結果であるが、この結果をもたらした理由は明らかにはなっておらず、合理的に説明するのは難しい。この結果については、より一層の分析が必要となる。人証調べが行われるケースを表すダミー変数は（1）（2）の両方で負に有意となっている。原告の請求を認めるかどうかの判断に必要な事実に争いがある場合、証拠書類だけでは決定されず、証人尋問、原告被告に対する当事者尋問が行われる人証調べは裁判期間の長期化を招き、訴訟利用者の裁判に対する負担を大きくすることが原因とみられる。訴訟の完結の種類については、いずれのダミー変数も非有意となっている。リファレンスとなった、「その他・わからない」と

比べて、有意な差が観察されないということを示している。諸変数でコントロールすれば、少なくとも、判決と和解の間で、裁判に対する評価に差が生じないということになる。⁽⁴⁾(2)のみに含まれた、裁判を起こした理由については、事実関係をはっきりさせたいケースを表すダミー変数のみが負に有意となっている。事実関係を明らかにしたいと望む訴訟利用者ほど、裁判結果に対する満足度が低いという結果であるが、弁論主義の制約の下、事実関係を希望通りに明確にすることは難しく、そのことが不満につながっているのかもしれない。

最後に、裁判の過程や経過に関するダミー変数の結果をみてみよう。「裁判の中で、自分の側の立場を十分に主張できた」ケースを示すダミー変数は非有意であった。一方、「相手側の主張・立証について十分に理解できた」ケースを表すダミー変数は(1)(2)の両方で正に有意となった。前者は筆者らにとって意外なものであったが、後者と総合すると、次のように解釈できるだろう。すなわち、たとえ、訴訟利用者が狙い通りに自らの主張を行えたとしても、裁判結果に対する満足には必ずしもつながらない一方で、相手側の主張・立証についての十分な理解が達成されるならば、訴訟の結果への過剰なこだわりやそこから派生的に生じる感情の揺れを抑制することができる。それが、裁判の結果を前向きに受け入れることにつながっていくということかもしれない。

「今回の裁判の進み方は時間的に効率的だった」ケースを示すダミー変数は(1)(2)の両方で概ね10%水準で正に有意となった。前者は、裁判結果そのものとは別に、裁判にかかる時間が裁判結果の受容に影響を及ぼす可能性があることを示している。経済学の観点からは、裁判にかかる時間は裁判を利用する機会費用と位置づけられる。金銭の費消を伴わないものの機会費用は他の費用と同等に位置づけられる。時間が効率的に利用され、スムーズに訴訟が完結

(4) 判決と和解以外に「取り下げ」も存在するが、今回利用したサンプルには「取り下げ」のケースは含まれていなかったため、判決と和解のケースとの違いを検証することはできなかった。

するならば、機会費用は小さくなり、結果に対する満足度は高まる可能性がある。また、結果に関する有利・不利の捉え方は訴訟利用者の選好に依存する。例えば、経済学では、逸失利益の計算においては将来の賃金を割り引いて評価するが、その割引率は将来をどれだけ重視するかについての選好に依存する。それに加えて、捻出可能な費用などの影響も受ける。特に前者のような可視化が困難な受容基準からの乖離の方向と大きさに依存するとみられる。機会費用の低下や割引率の上昇は受容基準を下げる結果、以前は「不利」と捉えられていたものが「有利」に転じるきっかけになるのかもしれない。「結果はともあれ、裁判の進み方は公正・公平であった」ケースを表すダミー変数は、(2)のみで正に有意となった。公正かつ公平なやり方で裁判が進められているとの認識が裁判結果に対する満足度の上昇に資するということであろう。

表3は裁判結果に対する満足度とわが国の民事裁判制度への信頼度という2種類の評価をそれぞれ被説明変数とする同時2変量順序プロビットモデルの推定結果である。(3)と(5)は裁判結果に対する満足度の回帰式である。(4)は「日本の民事裁判制度は公正なものだと思いますか」という質問に対する回答を、(6)は「日本の民事裁判制度は、紛争解決の役目を十分に果たしていると思いますか」という質問に対する回答をそれぞれ被説明変数化したものである。ここでは、わが国の民事裁判制度の評価に影響を及ぼす変数により注目するため、(4)と(6)を中心に推定結果を確認していく。

最初に(4)をみてみよう。まず、(a)の変数のほとんどが非有意であるが、家庭の収入が高いことを表すダミー変数が負に有意となっている。高所得層ほどわが国の民事裁判制度が公正ではないという認識をもつ傾向を示している。この結果の解釈はさまざまであろうが、所得水準が高いほど、「弱い立場にあるものに肩入れする」という判官最良に司法が傾いていると思ひ込む傾向があるのかもしれない。

次に(b)の変数の結果をみてみよう。まず、原告ダミーは非有意である。原告と被告との間で、わが国の民事裁判制度の公正性に対する評価に有意な差

がないことを示している。訴訟を起こすことを躊躇したケースを示すダミー変数は正に有意となっている。躊躇した訴訟利用者ほど、わが国の民事裁判制度の公正性が高いと評価する傾向があることを示している。躊躇した理由はさまざまであろうが、裁判を起こす前の段階で、裁判に関する知識や経験が不十分であったという点でほぼ共通しているだろう。そのような要因は無意識に訴訟を遠ざけることにつながる可能性があり、それを正当化する精神作用が、裁判制度の存立において不可欠な要件のひとつである裁判の公正性への疑念につながっていくのかもしれない。次に、弁護士に依頼したケースを表すダミー変数は負に、弁護士に対する満足度が高いケースを表すダミー変数は正にそれぞれ有意となっている。弁護士を雇う場合に民事裁判制度の公正性への評価が損なわれるという前者の結果については、後程、(6)を検証する際にあわせて議論する。裁判官に対する満足度が高いケースを表すダミー変数も高い有意水準で正となっている。これらから、弁護士や裁判官に対する満足度が高いケースで民事裁判制度の公正性に対する評価が高まっているといえるだろう。被説明変数は異なるものの、(1)(2)(3)でも同様の傾向がみられることから、訴訟利用者が抱く、裁判とそれを包括する法制度に対する信頼度は、弁護士や裁判官の対応や姿勢に大きく影響されるといえよう。

合議制がとられた場合を表すダミー変数は非有意となった。裁判結果に対する満足度を被説明変数とした場合に有意に負となったのとは対照的な結果である。合議制をひとつの裁判形態に過ぎないと捉えるならば、訴訟利用者が抱くわが国の民事裁判制度の公正性に対する評価は、それによって影響を受けることが少ないのかもしれない。一方、人証調べが行われたケースを表すダミー変数は負に有意となっている。相手側の虚偽の証言を裁判官が採用した場合に生じる不信任感が、わが国の民事裁判制度の公正性への評価を低下させることにつながっているかもしれない。訴訟の完結の種類については、いずれのダミー変数も非有意となっている。

裁判を起こした理由については、「自分の個人的自由やプライバシー、健康

などを守りたかった」ケースを表すダミー変数のみが負に有意となっている。このケースでは、(3)においても、訴訟結果に対する満足度を有意に低下させている。個人の権利の侵害を請求原因とする場合、最終的に訴えが全て認められるケースは少ない。これに加えて、裁判の過程で秘匿しておきたい情報を開示しなければならない場合もある。こういった要因により、裁判結果への満足度が低下するだけではなく、背景に存在するわが国の民事訴訟制度への不信感につながっているのかもしれない。

続いて、裁判の過程や経過に関するダミー変数の結果をみてみよう。「裁判の中で、自分の側の立場を十分に主張できた」ケースを示すダミー変数と、「相手側の主張・立証について十分に理解できた」ケースを表すダミー変数はともに非有意となった。これについては、後程、(6)の結果とあわせて議論を行う。それ以外では、「結果はともあれ、裁判の進み方は公正・公平であった」ケース表すダミー変数が10%水準ながら正に有意となった。

最後に(6)をみてみよう。(a)に含まれる訴訟利用者の属性変数で有意となったものはなかった。(4)では家庭の収入が高いことを表すダミー変数が負に有意となったが、ここでは非有意であった。民事裁判制度の公正性への評価の場合とは異なり、紛争解決において果たす役割の評価については、訴訟利用者の収入による違いは見られないことを示すものであろう。

次に(b)の変数の結果をみてみよう。原告ダミーは(4)と同様に非有意であった。裁判を起こすことを躊躇したケースを表すダミー変数は、ここでは非有意となっている。裁判を開始することを躊躇ったかどうかの違いが、わが国の民事裁判制度の紛争解決能力に対する認識の差を生じさせないということになるだろう。

裁判官に対する満足度が高いケースを表すダミー変数はここでも正に有意となったが、(4)とは異なり、弁護士に関するダミー変数はいずれも非有意であった。(4)の結果は、依頼した弁護士への満足度が高い場合にわが国の民事裁判制度の公正性への信頼度が高まることを示すものであったが、(6)の

民事裁判に対する満足度および信頼度の要因分析

結果と合わせると、弁護士への満足度が高いことがわが国の民事訴訟制度への信頼度に直接的に影響を及ぼす可能性は高くはないといっているのではないだろうか。合議制がとられた場合を表すダミー変数や人証調べが行われるケースを表すダミー変数の結果は、ほぼ（４）と同じになった。人証調べがわが国の民事裁判制度への信頼度を下げる要因となっていることが強く示唆される。訴訟の完結の種類については、いずれのダミー変数も非有意となっている。裁判を起こした理由については、（４）と同様、「自分の個人的自由やプライバシー、健康などを守りたかった」ケースを表すダミー変数のみが負に有意となっている。

裁判の過程や経過に関連する要因については、（４）とは対照的に、相手側の主張・立証について十分に理解できた」ケースを表すダミー変数は１％水準で正に有意となった。これに加えて、（４）で得られた結果が、概ね１０％水準で（正に）有意であるとみなせば、相手側の主張・立証内容を十分に理解できることが、わが国の民事裁判制度への信頼度を高めることにつながると結論付けて問題はないだろう。

４．むすびにかえて

本稿では、民事訴訟利用者を対象に実施したアンケート調査を用いて、まず、裁判の結果に対する有利・不利の捉え方と裁判結果に対する満足度を同時推定し、両者がそれぞれどのような要因に影響を受けるかを検証した。続いて、裁判結果に対する満足度とわが国の民事裁判制度に対する信頼度について同様に推定し、それぞれの影響要因を確かめた。２つの回帰式の誤差項に相関が確認され、同時２変量順序プロビット推定を行うことが妥当であると判断された。

結果の概要は以下の通りである。まず、収入や最終学歴、職業などの訴訟利用者の属性はほとんどの回帰式で有意な影響を確認することができなかった。これに対して、個人属性以外の裁判に関連する要因の影響は広く観察された。はじめに裁判官と弁護士についてまとめよう。裁判官の対応に満足を示す場合、

裁判結果を有利と捉えるとともに、満足度も高まる傾向が明らかとなった。それに加えて、わが国の民事裁判制度への信頼も高まることが示された。弁護士については、依頼した弁護士の対応に満足を示す場合にのみ裁判に対する有利・不利の捉え方や満足度およびわが国の民事裁判制度への信頼度が改善された。裁判結果への満足度やわが国の民事裁判制度への信頼度の結果からは、裁判結果とは無関係に、裁判官や弁護士が果たす役割が大きいことが示唆される。

裁判を起こした理由では、個人の自由やプライバシー、健康を守りたいケースで裁判結果に対する満足度とわが国の民事裁判制度への信頼度が低下する傾向が観察された。審理の過程については、人証調べを実施する場合、裁判結果に対する有利・不利の捉え方や満足度、加えてわが国の民事裁判制度への信頼度のいずれについても低下する傾向がみられた。また、相手側の主張・立証について十分に理解ができたケースで、裁判結果に対する有利・不利の捉え方や満足度、わが国の民事裁判制度への信頼度のいずれも高まる傾向がみられた。自分の主張が裁判結果に十分に反映されたかどうかよりも、相手側の言い分を理解できることのほうが裁判結果の受け容れやわが国の民事裁判制度への信頼性の向上に資するという点は、裁判官や弁護士が果たす役割が大きいことを強く示しており、それを促進する仕組みづくりが裁判制度に対する国民の信頼を高めるはずである。

最後に、今後の課題を述べる。まず本稿では、裁判結果に対する評価に影響を及ぼすとみられる多くの変数の中から、分析目的に合うもののみを使用した。分析に利用した調査では、例えば、裁判を行うことを躊躇した理由について詳細な選択肢が設定されている。また、裁判官や弁護士の印象に関する質問項目も多岐にわたる。しかし、これらの選択肢については、内容的に重複していると思われるものや、見かけ上は重複していないものの相関の程度が大きいものが多数含まれている。このような関係を想定せずにダミー変数化した複数の変数を回帰式に導入すると、多重共線性が生じる可能性が高い。また、同じ質問項目のなかでも、先験的に因果関係を特定できないものも含まれている。実証

民事裁判に対する満足度および信頼度の要因分析

分析に先立ち、主成分分析や因子分析など多変量解析の手法を用いて、変数間の相関関係をあらかじめ整理しておく必要があるのかもしれない。次に、先に述べた民事訴訟法の改正や裁判迅速化法の施行などが民事訴訟を取り巻く環境に大きな変化を与えてきたことが推測される。司法制度改革の成果が表れるには時間がかかるとみられるが、その影響を捕捉するにはクロスセクションデータでは構造的に難しい。また、サンプルにおいては、民事裁判制度の利用が初めてのケースが多数を占めるため、パネルデータ化することが適切であるとはいえない。ゆえに、クロスセクションデータをプールして多時点を含むデータセットを構築することで、裁判結果に対する民事訴訟利用者の満足度やわが国の民事裁判制度への信頼度などが、司法制度改革が進展するなかで経年的にどのように変化してきたかを検証することは望ましいことであり、今後の課題としたい。

【謝辞】

本稿の作成にあたり、弁護士の高橋規氏と栗本知子氏から非常に有益なコメントを頂いた。また、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから「民事訴訟利用者調査, 2011」(日本弁護士連合会法務研究財団理事長高橋宏志) の個票データの提供を受けた。

参 考 文 献

- 今在慶一郎 (2010) 「訴訟経験は制度への信頼につながるのか」, 菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫編『利用者が求める民事訴訟の実践 民事訴訟はどのように評価されているのか』, 第16章, 日本評論社
- 今在景子 (2010) 「当事者は訴訟の結果をどのように評価するのか」, 菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫編『利用者が求める民事訴訟の実践 民事訴訟はどのように評価されているのか』, 第14章, 日本評論社
- 司法制度改革審議会 (2001) 「司法制度改革審議会全記録」『ジュリスト』, 2001年9月15日号
- 民事訴訟実態調査研究会 (代表竹下守夫) 編 (2000) 『民事訴訟の計量分析』商事法務研究会
- Ginsburg, T. and Hoetker, G. (2006) The Unreluctant Litigant? An Empirical Analysis of Japan's Turn to Litigation, *Journal of Legal Studies*, Vol. 35, pp. 31-59

Ohbuchi, K., Sugawara, I., Teshigahara, K., and Imazai, K. (2005) Procedural Justice and the Assessment of Civil Justice in Japan, *Law and Society Review*, Vol. 39, No. 4, pp. 875-891

表 1. 記述統計量

変数	平均	標準偏差	最小	最大
被説明変数				
裁判結果に対する有利・不利の捉え方	2.814	1.519	1	5
裁判結果に対する満足度	2.848	1.506	1	5
わが国の民事裁判制度への信頼度（公正なものである）	2.970	1.109	1	5
わが国の民事裁判制度への信頼度（紛争解決の役目を果たしている）	3.108	1.116	1	5
説明変数				
所得水準				
年収300万円未満	0.364	0.482	0	1
年収800万円以上	0.216	0.413	0	1
職業				
被雇用者	0.385	0.488	0	1
会社経営, 自営業, 自由業	0.329	0.471	0	1
その他の職業	0.117	0.322	0	1
最終学歴（大卒・大学院卒=1）	0.619	0.487	0	1
性別（女性=1）	0.299	0.459	0	1
訴訟を躊躇	0.558	0.498	0	1
原告	0.662	0.474	0	1
裁判費用が高い	0.281	0.451	0	1
裁判理由				
金銭や財産など経済的な利益を守りたい	0.719	0.451	0	1
事実関係をはっきりとさせたい	0.801	0.400	0	1
個人的自由やプライバシー, 健康などを守りたい	0.390	0.489	0	1
弁護士に依頼	0.775	0.419	0	1
弁護士への満足が大きい	0.506	0.501	0	1
裁判官への満足が大きい	0.364	0.482	0	1
合議制を導入	0.113	0.317	0	1
人証調べを導入	0.450	0.499	0	1
訴訟の完結の種類				
判決	0.416	0.494	0	1
和解	0.537	0.500	0	1
裁判の過程や経過				
一連の手続きはわかりやすかった	0.338	0.474	0	1
進み方は時間的に効率的だった	0.281	0.451	0	1
進み方は公正・公平であった	0.442	0.498	0	1
自分側の立場を十分に主張できた	0.476	0.501	0	1
相手側の主張・立証について十分に理解できた	0.195	0.397	0	1

（注）観測数は231である。

表 2. 推定結果 1

	(1)		(2)	
	被説明変数			
	裁判結果に対する 有利・不利の捉え方		裁判結果に対する 満足度	
説明変数				
【(a)：訴訟利用者の個人属性ダミー変数】	係数	標準誤差	係数	標準誤差
所得水準				
年収300万円未満	-0.140	0.182	-0.0624	0.189
年収800万円以上	-0.296	0.201	-0.263	0.206
[年収300万円以上-800万円未満]				
職業				
被雇用者	-0.161	0.232	-0.169	
会社経営, 自営業, 自由業	-0.596	0.233**	-0.446	0.241*
その他の職業	-0.422	0.307	-0.296	0.361
[非就労者]				
最終学歴（大学・大学院卒＝1）	0.0368	0.16	-0.0261	0.162
性別（女性＝1）	0.0384	0.167	-0.0467	0.166
【(b)：裁判関係のダミー変数】				
訴訟を躊躇			0.0423	0.138
原告	0.483	0.171***	0.331	0.173*
裁判費用が高い			-0.239	0.149
裁判理由				
金銭や財産など経済的な利益を守りたい			0.109	0.139
事実関係をはっきりとさせたい			-0.284	0.146*
個人的自由やプライバシー, 健康などを守りたい			-0.131	0.129
弁護士に依頼	-0.00602	0.241	-0.254	0.258
弁護士への満足が大きい	0.334	0.202*	0.717	0.226***
裁判官への満足が大きい	0.908	0.223***	1.122	0.233***
合議制を導入	-0.0264	0.243	-0.521	0.306*
人証調べを導入	-0.408	0.173**	-0.445	0.182**
訴訟の完結の種類				
判決	0.279	0.418	0.173	0.385
和解	0.110	0.408	-0.0277	0.371
[取り下げ, その他, わからない]				

裁判の過程や経過				
一連の手続きはわかりやすかった	-0.320	0.197	0.0177	0.179
進み方は時間的に効率的だった	0.367	0.225	0.400	0.209*
進み方は公正・公平であった	0.346	0.222	0.362	0.201*
自分側の立場を十分に主張できた	0.237	0.192	-0.0698	0.206
相手側の主張・立証について十分に理解できた	0.484**	0.212**	0.988	0.24***
athrho		0.894		0.099***
/cut11		-0.536		0.494
/cut12		0.271		0.497
/cut13		0.845		0.490
/cut14		1.850		0.507
/cut21		0.072		0.500
/cut22		0.562		0.502
/cut23		1.319		0.502
/cut24		1.894		0.506
Log pseudolikelihood			-523.857	
観測数			231	

（注1）***, **, * はそれぞれ, 1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

（注2）カットオフ・ポイントの数値は左側が係数, 右側の数値は標準誤差を示す。

（注3）[] 内はリファレンス・グループを示す。

表3. 推定結果2

	(3)		(4)		(5)		(6)	
	被説明変数				被説明変数			
	裁判結果に対する満足度		わが国の民事裁判制度への信頼度 (公正なものである)		裁判結果に対する満足度		わが国の民事裁判制度への信頼度 (紛争解決の役目を果たしている)	
説明変数								
【(a)：訴訟利用者の個人属性ダミー変数】	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
所得水準								
年収300万円未満	-0.0689	0.191	0.0488	0.186	-0.0570	0.191	0.0866	0.177
年収800万円以上	-0.258	0.206	-0.438	0.19**	-0.230	0.206	-0.0591	0.193
[年収300万円以上-800万円未満]								
職業								
被雇用者	-0.108	0.262	0.161	0.225	-0.135	0.265	0.279	0.236
会社経営、自営業、自由業	-0.404	0.239*	-0.146	0.219	-0.429	0.24*	0.257	0.242
その他の職業	-0.236	0.381	0.0454	0.298	-0.251	0.376	0.0668	0.277
[非就労者]								
最終学歴（大学・大学院卒＝1）	0.0299	0.166	0.0653	0.166	0.0352	0.165	0.0953	0.166
性別（女性＝1）	-0.0236	0.171	-0.305	0.174*	-0.0223	0.172	-0.176	0.176

民事裁判に対する満足度および信頼度の要因分析

【(b)：裁判関係のダミー変数】									
訴訟を躊躇	-0.139	0.17	0.324**	0.154**	-0.119	0.172	-0.0736	0.156	
原告	0.348	0.176**	-0.0646	0.179	0.363	0.176**	-0.0356	0.181	
裁判費用が高い	-0.235	0.186	-0.238	0.173	-0.237	0.185	-0.211	0.186	
裁判理由									
金銭や財産など経済的な利益を守りたい	0.0674	0.176	0.274	0.188	0.0467	0.179	0.152	0.191	
事実関係をはっきりとさせたい	-0.458	0.214**	-0.0351	0.188	-0.430	0.215**	0.123		
個人的自由やプライバシー、健康などを守りたい	-0.396	0.166**	-0.428	0.165***	-0.397	0.166**	-0.664	0.166***	
弁護士に依頼	-0.242	0.271	-0.620	0.253**	-0.223	0.27	0.140	0.253	
弁護士への満足が大きい	0.625	0.235***	0.454	0.227**	0.629	0.236***	0.306	0.227	
裁判官への満足が大きい	1.150	0.237***	1.377	0.241***	1.150	0.236***	1.196	0.201***	
合議制を導入	-0.517	0.292*	0.338	0.258	-0.523	0.295*	-0.0473	0.281	
人証調べを導入	-0.413	0.191**	-0.477	0.17***	-0.425	0.192**	-0.306	0.175*	
訴訟の完結の種類									
判決	0.185	0.377	0.312	0.353	0.202	0.388	0.191	0.32	
和解	-0.0574	0.358	0.332	0.331	-0.0630	0.372	0.235	0.307	
[取り下げ, その他, わからない]									
裁判の過程や経過									
一連の手続きはわかりやすかった	-0.0279	0.177	-0.277	0.177	-0.0254	0.178	-0.267	0.181	
進み方は時間的に効率的だった	0.372*	0.208	0.257	0.204	0.380	0.21*	0.318	0.226	
進み方は公正・公平であった	0.368	0.193*	0.331*	0.201*	0.378	0.194*	0.169	0.216	
自分側の立場を十分に主張できた	-0.0295	0.204	0.230	0.205	-0.0508	0.204	0.112	0.189	
相手側の主張・立証について十分に理解できた	0.968	0.239***	0.341	0.219	0.973	0.245***	0.575	0.212***	
athrho	0.440		0.080***		0.386		0.080***		
/cut11	-1.078		0.486		-0.594		0.455		
/cut12	-0.149		0.483		0.168		0.445		
/cut13	1.363		0.486		1.291		0.444		
/cut14	2.784		0.512		3.155		0.485		
/cut21	-0.890		0.524		-0.849		0.533		
/cut22	-0.070		0.527		-0.031		0.535		
/cut23	0.536		0.522		0.564		0.528		
/cut24	1.578		0.538		1.592		0.544		
Log pseudolikelihood			-519.920				-531.067		
観測数			231				231		

(注1) ***, **, * はそれぞれ, 1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。

(注2) カットオフ・ポイントの数値は左側が係数, 右側の数値は標準誤差を示す。

(注3) [] 内はリファレンス・グループを示す。